

平成19年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

平成19年9月21日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	三浦文一君

出席説明員（14名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
市民部長	北田和雄君	生活環境部長	木内和郎君
福祉部長	榎本豊君	福祉部参事	関田守男君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	窪田きく江君	職員課長	田代雄己君

議事日程

第1 第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第4〕

- 第 2 19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を
求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
- 第 3 19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情
- 第 4 19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実
解明を求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第5～日程第7〕

- 第 5 第62号議案 市道路線の廃止について
- 第 6 19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願
- 第 7 19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情

〔決算特別委員会審査報告 日程第8～日程第14〕

- 第 8 第40号議案 平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第41号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 第42号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 第43号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 第44号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 第45号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 第46号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例
- 第16 議第4号議案 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
- 第17 議第6号議案 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書
- 第18 議第7号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書
- 第19 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の抜本的改革を再度求める決議
- 第20 閉会中の特定事件調査について
- 第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第21まで

午前 9時41分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例

○議長（佐村明美君） 日程第1 第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例、本案を議題に供します。
本案につきましては、9月4日の本会議におきまして提案理由の説明が終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） 市長にお伺いします。

この65号議案に書かれています20%1カ月の減額で、今回のこの立野地区の区画整理事業についての不適切な事務執行について、十分に責任をとったことになるかと判断をされた理由を伺いたいと思います。職員3人には非常に多額なお金を納付をさせておいて、私はこれでは少ないというふうに思いますので伺います。

それから、市長、全部で五つ伺いますのでよろしく申し上げます。今一つ目です。

二つ目。報告書を当然市長はごらんになったと思いますが、この報告書の中で決裁者を上位者に引き上げれば、今回のようなことがなくなるのではないかとということで、多分課長決裁を部長決裁という形で引き上げられたものがあるのですが、上位者に引き上げれば今回のようなことはなくなるというふうにお思いでしょうか。

3番目です。今回の事件にかかわる支出負担行為など、書類に決裁をした関係者の責任はどのようにとるべきと考えていらっしゃるかと伺います。

それと、この報告書では法令遵守をうたっておりますが、この報告書を出さなければいけなくなった事件について、法律に基づいた所定の手続をとろうとしないのはなぜなのか伺います。

それから、これは市長だとちょっとわからないのかな。現状で書類の不備というのはどれぐらいあるのか。あるとすればどういう書類の不備が多いのか。例えば財政課長だとか企画部長の合議の判こが押してありますよね。あるいは副市長の決裁の場合とか会計課長の審査、収入役の審査とか、いろいろ起案書には判こが押してあるわけですけど、だれの決裁書類が一番不備が多いのかというところで伺います。

○市長（尾又正則君） 五つの質問を受けておりますけれども、自分に直近の御質問に答えさせていただいて、あとの部分につきましては詳細に担当の職員から答弁をさせていただきます。

なぜ特例条例で減給20%にしたかという、しかもこの1カ月の根拠でありますけれども、これは今回の事件について、市長としての社会的責任を果たしたいというわけでみずからを処したものであります。

なお本条例の内容につきましては、私みずからの判断において行ったものでございます。

もう一件でありますけれども、市長みずからが20%の減給だけで、なぜ問題を起こした職員にですね、こうした多額なお金を返済させるかでありますけれども、今回の事件の当事者が起こした事件でございまして、この金銭的な補てんについては、本人が市民の税を使った以上、みずからが返済するのが義務であるというふうに私は認識をしております。

○副市長（小飯塚謙一君） 2番目の、報告書を読んで決裁権者を上位者に持てれば、これがなくなるのかという御質問でございまして、私どもは決裁権限を広く上から見てですね、上位者が見れば少なからずなくなるのではないかとというふうに思っているところでございまして。

ただこれだけではですね、上の者が同じような誤りを犯すことなくですね、あくまでも法令の遵守が基本ではないかと、そんなふうにご考えているところでございまして。

3番以降につきましては総務部長の方から答弁しますので、お願いします。

○総務部長（渡辺和之君） 3点目の各関係書類の決裁者の責任の関係でございますけれども、ただいま市長からも答弁ございましたように、第一義的にはこの職員、報告書にありますように3人の職員にまず責任があるということです。その指揮監督権を持っている最高責任者である市長がですね、その責任を今回ですね、みずから減給の特例条例を出させていただいたということでございます。

4点目の法令遵守の関係ですけれども、これは報告書にございますように、今回の不適切な事務処理、不祥事につきましては、まず法令遵守が欠けていたということで、この辺の手続の関係ですね、これについては一連の手続をとったところでございますけれども、3人からの市長への謝罪あるいは自主納付、こういうことを考えて諸手続をしたということでございます。

最後の5番目の書類の不備の関係で、どこにあるのかということですが、当然決裁区分の見直しあるいは合議、協議、こういう部分まで見直していかなきゃいけないというふうに考えておりますけれども、今回の一番大きな原因としては、この6,000万円にもなる事業について区画整理課内だけで処理ができていたということについて、一番ネックだというふうに思っております。そういうことで報告書にもございますように、決裁区分を上位まで上げたり、あるいは検査の規定をですね、主幹課長が検査をするということではなくて、やはり第三者に検査をさせるという方法にも改善策を考えたということでございます。

以上です。

○5番（長瀬りつ君） 決裁者を上位者に引き上げるということで、少なくなるというふうにおっしゃいましたけど、真剣に書類を見なければ同じことだと思います。きちんと審査するのが決裁印を押したという印ですから、委員会のときにも申し上げましたけど、回りましたっていう判こじゃないわけですから、きちんと審査をして、おかしいなと思うところがあれば自分の前に審査をした人に、ここところはなぜ、どういうふうに理解をしたのかって聞けばいいことですよね。要するに、そういうことがきちんとされていなかったというのがあると思います。ですからこれまでと同じような書類の見方では、同じ問題が起こるというふうに思いますので、その辺については上位者と言われる方々はどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから20%1カ月の減額で十分責任をとったことになるという、その判断した理由はおっしゃいませんでしたけれども、単に市長としての社会的責任を果たすということでしたけれども、ほかのものともかかわってくるんですけどね、要するに法令遵守と言いながら本人が——3人に一義的にはもちろん責任がありますよ。最高責任者である市長が責任をとったからいいっていうふうにもおっしゃいましたけれど、じゃあ一連のあの関連の書類に判こを押した人たちの市長以下、副市長、収入役、部長、担当するね、それぞれの責任っていうのはあるはずですよ。その責任を明らかにするために、きちんと法的手続をとってやってくださいというふうに言っているのにもかかわらず、手続をしながら取り下げています。

ですから、本当に法令遵守をする気があるのかっていうことですよ。どんなことでもきちんと——もともと役所の仕事というのは法令だ、条例だ、いろんなものに沿ってやってるわけですから、それ以外の方法というのはないわけですからね。ですから法令遵守、本当にやる気があるのかなって思うんですよ、今回のこの事件に対する扱い方もね。そういうところで、じゃあ市長以下他の上位者の責任というのは、だれがどうやってどこで判断するんですか。判断されているんだったらば教えてください。

○市長（尾又正則君） まず今回の事件でありますけれども、私自身、6月5日に副市長から報告を受けまして初めてこの事実を知りました。しかもこの事実が1年以上も区画整理課内で隠ぺいされ、全く報告がありません

でした。非常に遺憾であり、まことにけしからんというふうに私は思っております。したがって今回の件につきまして、仮に事件発生時に担当の職員が部長並びに助役、収入役に対して事実関係を明らかにしておれば、こんな事件にはならなかったと私は思っております。したがって事件を知り得なかったところの助役や収入役に責任を問うことは、余りにもむごいというふうに私は思っております。（長瀬りつ議員「通帳残高見てるじゃない」と呼ぶ）今回私が責任をとるのは、組織の長として当然の責任であるというふうに私は思っております。

ところで従来、伝統的に東大和市の区画整理事業につきましては、代々の市長から担当の区画整理課長のみに決裁権があった、最終決裁権が。そこが大きい問題であるというふうに今長瀬さんがおっしゃったけれども、自分もそう思う。したがって決裁権、最終決裁権を上位者にしたのは、こうした問題が発生しないように上位者がきっちり区画整理事業を確認し監視するということを通して、事件発生をさせないというところであります。

次に減給20%でもって私の責任が済むかという問題でありますけれども、このような問題がある恥ずかしい事件を起こしたことはまことに情けない。私がどれだけ責任とつても、市民にはおわびしようがないと思っております。私は自分自身のけじめとして、このたび報告書が出ました関係でもって、世間の批評並びに皆さんの批評についてはまだ聞いていませんけれども、少なくともこれを通して自分自身は納得をしたいというふうに思っております。

○3番（尾崎利一君） 私は市長として責任がこの問題にあることは間違いがないと思います。ただ議会でもまだ審議中であり、結論が出ていないという中で、このような議案が出されたという問題については不本意だというふうに思います。

そこでなぜ議会で調査中にもかかわらず、この条例案が出されたのか伺います。

○市長（尾又正則君） このたび庁内で副市長を中心とした再発防止委員会の報告を受けまして、私はこの結果を厳粛に受けとめております。議会の審議いかにかわらず、こうした厳粛な結果が出た以上、市長としてしっかりと社会的に責任をとるというのは当然であるということから、この条例を出させてもらいました。

○3番（尾崎利一君） そうするとこの条例案は、市として報告書をまとめた段階で、市長としてその報告書を受けて責任をとるということであり、議会での審議を軽視するものではないと。議会での審議を無視して、これですべて終了したというものではないということでしょうか。議会での一定の結論が出た際には、これを尊重するというのでいいのかどうか伺います。

○市長（尾又正則君） 今回の件については、議会は建設環境委員会に調査、審査を一任されております。したがって私の責任は責任として本日とらさせていただきますけれども、議会の建設環境委員会の審査結果については、改めてこれにつきましては市長として評価させていただきます。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○5番（長瀬りつ君） 本65号議案に対しまして、修正の動議を提出いたします。

○議長（佐村明美君） 第65号議案に対しましては、粕谷久美子議員、長瀬りつ議員から修正動議が提出されております。

ここで修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（佐村明美君） それでは、修正案の説明を求めます。

〔5番 長瀬りつ君 登壇〕

○5番（長瀬りつ君） 第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例に対する修正案について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第147条は、地方公共団体において、その長が果たすべき役割の一般的なものとして、地方公共団体の長の統括代表権を定め、同第148条は当該団体の事務を一般的に管理、執行する権限を有する旨を定めています。また自治法の第154条では、補助機関たる職員に対する指揮監督権限も定められており、この指揮監督権に基づき発する職務上の命令については、補助機関たる職員はこれに服従しなければならないとされています。

これらのことから、市長には対外的にも内部的にも行政の統一性及びその活動全体について、包括的な権限を有すると同時に責任を有するものと考えます。このような考えの上に立ったとき、提案のあったこの削減の数字には疑問を抱かざるを得ません。

よって、次のように修正し提案するものです。

第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例の一部を次のとおり修正する。

題名中「給料」を「給与」に改める。

本則中「昭和52年条例第3号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「同条例」を「条例」に改め、本則を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条 条例第3条第2項の規定により市長の期末手当の額を算出する場合の給料月額は、条例第2条の規定にかかわらず、前条の規定により算出した額とする。

附則第2項中「平成19年10月31日」を「平成19年12月31日」に改める。

あとお手元に対照表がついておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐村明美君） 修正案の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（佐村明美君） これより原案及び修正案について討論を行います。

討論者は討論が原案に対するものなのか、修正案に対するものなのかを明確にした上で討論をお願いします。

〔9 番 関野杜成君 登壇〕

○9 番（関野杜成君） 9 番、政策の会、関野杜成です。原案に対して賛成討論を行います。

本議案は今定例会初日の冒頭の議事に供されました。政策の会としては、初日の審議に当たり市がまとめた調査報告書が前日に配付され、可否を慎重に考える時間をとる配慮が足りないと考え、審議延長の可否に対して賛成いたしました。

それから本日まで報告書の内容を確認し、東大和市の最高責任者である市長が、みずから責任を感じ自主的に減額の案件を出したと解釈し、本案件について賛成いたします。

しかし、賛成するに当たり一言述べさせていただきます。

本来なら議会に付託されている調査委員会が終了した後に提出するのが筋です。そうでなければ議会での調査の存在理由が軽くなってしまうからです。

また市長のみならず職員も含めた処分の全体像も、同時に示すべきだったと思っております。市長が全く事件の内容を知らなかったという報告書の内容に基づけば、市長に情報を上げられなかった責任もあるのではないかと感じます。

私たち政策の会は、責任をとるための議案は市長側から提出されるべきと考えております。その理由として、議会からの給与削減の提案を出すことは、議会の意思だけにとどまり、本人が反省しなければ根本的な解決につながらないと確信しています。

市長には事件解決と再発防止策をしっかりと実行し、今後の判断を適切に行うことこそが、私たち行政への判然としない気持ちを解消する、そのことが今後の円滑な議案審議につながる第一の策であると提言し、政策の会の賛成討論といたします。

〔9 番 関野杜成君 降壇〕

〔21 番 大后治雄君 登壇〕

○21 番（大后治雄君） 議席番号21番、民主党、大后治雄であります。第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例、原案に反対の立場で、また修正案に賛成の立場で討論を行います。

さて、今月2日付にて市内部の再発防止調査検討委員会の調査報告書が公表されましたが、市長を初めとする理事者の責任には何ら言及されていないのは御案内のとおりであります。こうした中、市長はみずからの責任を認めて給料の減額を御提案されました。その責任の重さと事件が市民に与えた衝撃、そして当該事業に及ぼす悪影響等を比較考量された結果、まさに妥当であるとお考えになったからこそその額であろうと推察するわけであります。

他自治体の過去の例で申し上げれば、当時の長野県の田中知事が浄水場の汚泥排出問題や中国産春雨の添加物誤検出問題の監督責任から、3カ月間給与を20%減額した例がございます。市民感情として、この程度までされれば少しは納得できると思いますが、いかがでありますでしょうか。

余談ではありますが、このとき田中知事は既に財政難を理由に給与を30%減額しており、合計すると半額と

なってしまったということでもあります。

以上で討論を終わります。

[21番 大后治雄君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市長の給料の特例に関する条例、本案につきましては、まず修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

原案を可決と決することに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決と決します。

日程第2 19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

日程第3 19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情

日程第4 19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情

○議長（佐村明美君） 日程第2 19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、日程第3 19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情、日程第4 19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情、以上3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

[総務委員会委員長 関田正民君 登壇]

○15番（関田正民君） ただいま議題に供されました19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情、19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情につきまして、総

務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

また19第4号陳情と19第6号陳情を一括審議といたしました。

本委員会は、平成19年9月12日に開催し、説明員に副市長ほか関係部長の出席を求め審査を行いました。

質疑は次のとおりであります。

この割賦販売法のどこに問題があるのか、また割賦販売法をめぐる被害の事例があれば教えてもらいたいとの質疑に、まず1点目として最近の動向としてクレジットが悪質商法に利用される被害が多発している。その理由として、クレジット契約は商品の販売と代金の回収が別々に行われていること。販売業者にとっては、購入者の支払い能力を考慮することなく高額商品を販売することができること。代金につきましては、クレジット会社からすぐに立てかえ金として受領できるために、強引または悪質な販売方法によって契約を結ばせれば、後は何もしないで誠実な対応もしない。そういったことが問題視されている。この法律を改正する必要があるということです。

2点目としまして割賦販売をめぐる被害の事例ですが、リフォーム詐欺、多額のクレジットを組ませる過剰与信などがあります。具体的な例として、埼玉県でひとり暮らしの76歳の女性で、収入は国民年金のみにもかかわらず、複数の業者から訪問販売で必要のない布団などを次々に売りつけられたりして、合計で17件、1,000万円を超えるクレジットを組まれたという事例があります。また東大和市では、生活保護受給者ですが、強引な訪問販売に根負けして言われるまま契約してしまった。これについては市の消費生活相談員の交渉により一応の解決をしましたが、既に支払った金額については放棄しなければならない状況になっていました。一般的に申しますカードローンは、カードをつくる時はかなりきつい審査がありますが、そうではなくその都度契約書でクレジット契約を結ぶ、その場合は非常に審査が甘くなるという盲点についての詐欺商法が横行しているとの答弁がありました。

法改正に向けた国の動向があるかの質疑に、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会があります。そこで中間整理をしたものを改正案としていまして、ことしの6月27日に公示しています。現在平成19年7月から意見募集をしているところです。それで今後の予定ですが、平成20年に通常国会に改正案を提出したいという動きがあるようです。この改正案の主な内容ですが、中間整理による改正案で、まだ意見を反映していませんが、1点目としましては信販会社のクレジット契約もクーリングオフの適用対象とするということです。現行はクーリングオフは売買契約のみになっていますが、それを信販契約にも適用対象とすべきだということが1点。次に消費者が既に信販会社に支払った代金の返還を可能にする民事ルールの導入についての検討。現行では販売業者に問題があった場合でも、既に支払ったものについては停止できませんので、未払いのみ支払いを停止できるということを改定したいというものです。3点目が悪質業者の参入を防ぐため、商品ごとにクレジット契約を結ぶ信販会社、これを登録制とすべきであろうということが3点。4点目ですが、過剰与信を防止するために、消費者の支払い能力の審査の際、信販会社に信用情報機関への照会を義務づける。この4点が主な公示となっています。

以上で審議を終了し、討論を終了し、19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、本件を採択と決しました。

また19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情、本件は19第4号陳情と趣旨が同じであり、みなし採択と決しました。

以上2件の陳情につきましては、意見書の提出の案文を正副委員長に一任していただきました。

続きまして、19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情の審議に入りました。

建設環境委員会で審議中のものであり、今の時点で100条委員会をつくれということでも、今の時点でいえば建設環境委員会の結論が出ていない。結論を見ながら継続審査にされたいとの意見に、建設環境委員会で行われているものを他の委員会、つまり常任委員会の中で審議するのは適当でないというふうに思うとの意見に、やはり継続審査にさせていただくか、また議長預かりにしてもよかったのではなかったかと思う意見が出ました。それに98条で建設環境委員会で行われている状況の中で枠をはめるのは適当ではないという意見も出、また私は採択をしたいと思っていますとの意見に、それぞれ述べられた意見によっては非常に理解できる。100条の設置はいつでも議会として設置できることであり、また議会の総意で建設環境委員会で審議しているということ、また着実に一つずつ長い時間をかけて議論をしており、事件の事実については明らかになりつつある。市側からも調査報告書も報告され、相当程度のことも明らかになり、またこの報告書に基づいても建設環境委員会の中でも審議されている状況を見ると、この100条の調査権を使つての調査が今の段階では必要だとは思わないとの意見が出ました。

その後、質疑を終了し、討論を終了しました。

この議案についての継続審査としての動議が出ました。

本動議の賛成者の起立を求めましたところ、起立少数で否決されました。

19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情、本件を不採択と決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

19第4号陳情 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（佐村明美君） 19第6号陳情 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することに関する陳情、本件は19第4号陳情が採択されたことにより、みなし採択と決します。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○2番（西川洋一君） この際、私は19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情につきましては、総務委員会に再付託の上、継続審査されるよう動議を提出します。

その理由は、建設環境委員会の中でも話になっておりますけれども、この陳情につきましては100条委員会を設置し、土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実を明らかにしてほしいというものです。議会では建設環境委員会が98条により現在調査中であり解明に努力中です。100条委員会を直ちに設置する必要性はまだ明らかにされていません。不適切な事務処理については徹底的に解明すべきであり、建設環境委員会の調査内容によっては100条委員会設置が必要となります。したがってこの陳情については総務委員会でも採択になりましたが、再度付託の上、継続審査とされるよう動議を提出するものです。

なお総務委員会において、私は陳情に賛成しない表明をしましたが、これは100条委員会の設置に反対するものではありません。私ども議員団では、その後十分論議をいたしまして、論理的整合性及び事実を明らかにすべきとの陳情の願意とを論議した結果、陳情には賛成の立場を表明するものであります。

○議長（佐村明美君） ただいま西川議員から、19第5号陳情について再付託の上、継続審査とされたいとの動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第15条の規定により動議提出者のほかに2人以上の賛成者が必要であります。

ここで賛成者の所定数の確認をいたします。

西川議員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立所定数以上。

よって、本動議は成立いたしました。

本動議を議題とし、直ちに採決いたします。

19第5号陳情について総務委員会に再付託の上、継続審査とされたいとの動議を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、19第5号陳情について再付託の上、継続審査とされたいとの動議は否決されました。

引き続き採決を行います。

採決いたします。

日程第4 19第5号陳情 平成17年度東大和立野一丁目土地区画整理事業における不適切な事務処理の事実解明を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第5 第62号議案 市道路線の廃止について

日程第6 19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願

日程第7 19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第5 第62号議案 市道路線の廃止について、日程第6 19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願、日程第7 19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情、以上議案1件、請願1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました第62号議案 市道路線の廃止について、19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願、19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情について、以上3件につきまして建設環境委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る9月13日、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず第62号議案の市道路線の廃止についてを議題に供し、直ちに現地視察を行いました。

本件につきましては既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、質疑、討論を終了し、原案どおり可決と決しました。

次に、19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願を議題に供し、紹介議員の説明後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と紹介議員の説明の内容を御報告いたします。

資料の中で園芸博覧会の場所は国営昭和記念公園と書かれているが、具体的に会場の場所はこういったところを想定されているのかとの質問に対し、伺っている話では立川飛行場跡地という言い方になっている。この理由は、昭和記念公園だけでは面積的にも足りないということと、周辺にもたくさんの国有地、未利用地があるので、そのあたりをイベントということで想定されているようだ。

また過去3回国内で開催されたと述べられているが、開催された場所がどのように有効に活用されているのかとの質問に対し、跡地利用というか後々利用できるように財団をつくって、場所場所によっていまだに利用しているとの説明がありました。

次に、請願理由の中に緑豊かな多摩の地域の魅力を広く内外に発信するため、また環境との調和ということが書いてあり、それは大事なことだが、交通網などのインフラ整備ということも書いてある。どういうように整備しようとしているのか、交通網の計画などがあるのかとの質問に対し、例えば多摩都市モノレールの循環

化、南北道路の立体交差化、中央線の立川から青梅の方に至る立体交差化など、過去の実績では経済効果が2兆7,000億円という国際的な非常に大きなイベントなので、駅周辺の開発とかバリアフリーのまちづくり等々も当然進めていかれるのではないかと期待しているとの説明がありました。

また会場が立川市、昭島市が中心になるようであるが、当市の財政負担ということはあるのかに対し、過去3回の開催では地元市町村の費用負担はなかったと聞いている。ただ飛行場跡地のみではなく、周辺地域にサテライト的な事業も検討していくということで、そこに東大和市が出席する取り組みを仮にしない場合には費用負担がくることはない。

さらに計画によると集客数1,800万人となっている。大阪のときが2,312万人で、事業費が約950億円である。これと同等な事業費が必要と思われるが、東京都がその事業費を負担するという解釈でいいのか、また会場の規模はどのくらいかとの質問に対し、過去の例でいうと全体の事業費の半分を参加者、入場料として、あと半分を博覧会への出展、展示等の企業、団体が負担をし、残りを東京都を中心とした自治体や関連した団体が負担するようである。東京都が主体となって財団法人をつくって運営していくことが想定されているようだ。会場の規模は約70ヘクタールであるとの説明がありました。

最後に以前、多摩移管100周年ということで、TAMAらいふが昭和記念公園で開催されたときに、市の職員が派遣されたと記憶しているが、今回の園芸博覧会に職員の配置などの話がきているのかとの市に対する質問に対しては、今の段階ではそういう話はない。東京都主体でやる事業なので、もしこういうことが進むのであれば、東京都で進めていただきたいとの要望はしていくとの答弁がありました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願は、全会一致、採択と決しました。

次に、19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情を議題に供し、直ちに質疑に入りました。

質疑として、東砂公園として都市公園の指定をされているが、現況は住宅が張りついている。整備は可能か。空堀川の親水化は水がなければ川としての機能が果たせない。東京都に要請していくことが大事と思うがどうか。また空堀川の旧河川となる状況を、市はどのように考えているのかとの質疑に対し、都市計画決定されている状況では、法的には都市計画法の第53条で建築制限がかかる。一般的には木造2階建てまでで地下がなくして除却が容易な建物までは許可されることから、開発されて多くの住宅が建っている状況である。市の方で、その開発行為を許可することはできない。また親水化公園に対する水源の問題と旧河川の今後の対応については、東砂公園の具体的な形が論議されていないが、事業主体である東京都と今後進捗状況を見ながら協議してまいりたいとの説明がありました。

次に、東砂公園から上流部はかかれてしまっているが、水が流れるようにしていただきたいことと、そういう状況ではあるが現況の残った土地を使って公園化ということは考えられないのかとの質問に対し、水が流れるようにということについては東京都と協議してまいりたい。公園整備については計画決定されているので、基本的には一体化と考えているとの説明がありました。

それから、空堀川下流は水が流れていて市民も非常に親しめるような状態になっているが、水の確保という点からも上流から流す方法とか、空堀川の水の確保をいろんな機会を通じて行うことが大事と思うがどうかとの質問に対し、平成15年1月にも東京都に対し東大和市長、武蔵村山市長、東村山市長、清瀬市長の4人の連名で空堀川の水量確保対策及び水辺環境の整備について要望書を提出している。今後も機会をとらえて、要望

してまいりたいとの説明がありました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情は、全会一致、採択と決しました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第62号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

19第1号請願 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める請願、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

19第7号陳情 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 第40号議案 平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第41号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 第42号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 第43号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 第44号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 第45号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 第46号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐村明美君） 日程第8 第40号議案 平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14 第46号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、決算特別委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月18日、19日の2日間にわたり付託されました第40号議案 平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第41号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第46号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔1番 吉野 孝君 登壇〕

○1番（吉野 孝君） 日本共産党市議団を代表して、平成18年度一般会計決算及び国民健康保険事業、老人保健、土地区画整理事業、介護保険事業の4特別会計の認定に反対し、受託水道事業及び下水道事業特別会計決算の認定に賛成の立場で討論を行います。

18年度の予算討論で指摘しましたが、政府が推し進めた構造改革と規制緩和、さらに税制改革の名のもとに行われた逆立ちした税金のとり方は、空前のもうけを上げている大企業には減税、庶民には増税が行われた結果、国民の間に貧困と格差を拡大してきました。こうしたときだからこそ、地方自治体は住民の暮らしの実態に思いを寄せた生活応援の温かい施策を行うように求めました。

今回の決算で明らかになったことは、政府が行った税制改悪、定率減税2分の1縮減により、所得税とともに住民税も増税になり、住民税だけでも1億9,100万円が市民にのしかかりました。また65歳以上の方は、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮減、老年者非課税の廃止などで1億2,220万円の増税となり、高齢者いじめが行われました。そのほか同居妻の均等割廃止、介護保険料の値上げ、障害者自立支援法等により市民への負担増で生活はますます大変な状況になりました。

一方、市民の収入はどうだったか。給与所得者数は前年と比べて334人増加しているにもかかわらず、総所得金額は6億6,483万円も減り、1人当たりになると年間6万2,000円の減収になっています。また生活保護の受給者は18年度もふえ続け、世帯数で852世帯、保護者数で1,342名ともなり、特に高齢世帯の割合も増加し、ともに過去最悪の状況です。さらに小・中学校では、保護者の経済的理由による就学困難な児童・生徒を援助する就学援助事業の認定数は、小・中合わせて658人と高い状態が続いています。これらの数値は、市民の暮らしの困窮度が広がり深刻さを増していることを示しています。

国の税制改革によって市民の税負担はふえ、それに加えて国保税や介護保険料等の負担も加わり、市民生活は大変だからこそ、東大和市議団は介護保険料、利用料の減免制度を、また障害者自立支援法での市独自の助成をと訴えましたが実現しませんでした。さらに市民の暮らしや生活を支える市独自の新たな施策は、残念ながら18年度ではありませんでした。

国民健康保険事業では、保険料の値上げが行われ、市民の負担は増すばかりです。国民健康保険事業会計は、国庫負担の削減が行われた上、所得の少ない被保険者の多い中で行われてきたことから、脆弱な体質は温存されてきました。国民健康保険事業の赤字の根本には、政府が長年その責任を放棄し、国庫負担を実質45%から38.5%に引き下げ、国の財政支出を抑えてきたことに問題があります。国民皆保険制度の継続と住民の命と健康を守るためにも、国庫負担をもとに戻すように市としても強く求めていくべきです。

介護保険では、制度が導入された大もとは、老老介護や家族介護からくる介護疲れによる共倒れ、命を奪うという悲劇が大きな社会問題にされました。そうした背景の中、介護を家族介護から社会的介護にと生まれたのが介護保険制度の出発点でした。しかし昨年4月に全面実施された改悪介護保険法では、予防重視を名目にして介護給付とは別建ての新予防給付を創設させました。これまで要介護1の認定だった人の約60%が要支援2の認定にランクを下げました。その結果、必要な介護サービスが受けられず、介護難民と呼ばれる人たちも生まれ、高齢者の暮らしが脅かされている事態が全国に相次いでいます。

東大和市でも、同様の事態が起きています。制度改悪前は車いすの利用をしていた人は53人、介護用ベッドでは94人だったのが、改悪後は車いすでは4人、ベッドでは1人になりました。介護認定を変えられた結果、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなったのです。共産党市議団の申し入れを受け、直ちに介護用ベッド購入の助成制度をつくり対応していただいたのはよかったのですが、助成制度を利用した人は4分の1の25名でした。だれでもが安心して必要なサービスを受けられる介護保険制度への改善を求めます。

地方自治法第1条の2項には、地方公共団体は住民の福祉を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと書かれています。法の本質によって、福祉における市

独自の施策の充実こそが求められているのに、18年度決算では後退させました。

以上で18年度決算に対しての討論といたします。

[1 番 吉野 孝君 降壇]

[20番 下条 学君 登壇]

○20番(下条 学君) 20番、下条 学でございます。公明党を代表して、平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算並びに6特別会計歳入歳出決算に対し、賛成の立場から討論を行います。

三位一体の改革、地方分権が進む中で、18年度の市政運営、大変厳しい状況の中での行財政運営でありましたが、市民ニーズを取り入れ、新規の事業を取り入れていただきました。本当にありがとうございました。

18年度の実質収支は7億8,223万2,911円の黒字でございますが、前年度の繰越金7億6,222万1,862円を差し引きますと、単年度実質収支は2,001万1,049円の黒字となっておりますが、財政調整基金の取り崩しなどもあり、実質的には赤字で大変厳しい財政状況になっていると思われまます。今後はこの財政調整基金の取り崩しのないように計画を立て、積み立てができるように努めていただきたいと思います。

次に、財政力を見る基準に経常収支比率がございますが、一昨年度は92.0%、昨年度、18年度は95.6%と大変数値が上がっております。三位一体の改革で地方交付税、地方特例交付金が前年度と比べ9億3,589万円減少しているためと思われまます、この経常収支比率を下げるために、より一層人件費の削減、指定管理者制度の活用などの努力をしていただきたいと思います。

歳出につきましては、総務費でございますが、清原市民センターの開館は図書館等の開設と、この地域の充実された拠点として評価をいたしたいと思います。市内の自治会の活性化へ向け、取り組みをされておりますけれども、地域の防災、防犯に対しましては地域の協力などが必要でございます。自治会の加入の促進を図り、年々減少する加入者率を上げるために今後も検討をしていただきたいと思います。

次に、民生費についてでございます。学童保育所の整備につきましては、年々計画を立て整備を進めていただきました。しかし一昨年改修をいたしました第八クラブでは、保留児が今年度出てしまった。現在では3年生が入れない状況になっております。放課後学校教室も現在検討されておりますが、定員数の見直し等、なお一層計画、検討をお願いしたいと思います。子ども家庭支援センターの充実を図っていただきました。かるがも、一時保育では、多くの方に利用され好評を得ております。しかし予約がいっぱいでなかなか先まで埋まっておりますので予約がとれない、このような話も聞いております。今後も受け入れ乳児の年齢や人数のさらなる充実を求めます。児童手当事業は6年生まで延長され、支給対象者がふえてまいりました。なお一層の充実を図るために、御検討をお願いしたいと思います。

衛生費につきましては、昨年討論でお願いいたしました中央3丁目にあるストックヤードの移設を、暫定リサイクルセンターへ移設をしていただきまして本当にありがとうございました。跡地の活用については、地元地域に合った活用をしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、農林業費についてでございます。当市で初めての体験農園、やすじいの農園が昨年開設されました。この農園に何度かお邪魔をさせていただきました。野菜の耕作に毎日通ってくる方に話を聞きましたが、こんなに楽しいとは思っていませんでした。自分でつくった野菜がこんなにおいしいものとも思わなかったと、大変よい話を聞くことができました。今後もこの市内の農地を保全するためにもPRなどをしていただき、もっとふえる形でもって取り組んでいただきたいと思います。

商工費についてでございます。新規事業として空き店舗対策補助事業の開設を評価をいたします。事業内容

の——現在は商店会だけではなく、今後は補助対象を幅広く検討をしていただきたいと思っております。

次に、土木費についてでございます。改修の終わった空堀川の管理用通路の街路灯の設置に評価をいたします。東京都建設事務所では、河川には街灯は必要ないとのことで心配をしておりましたが、東大和市が防犯の意味で設置が必要と設置をしていただきました。これも地域におきましては大変好評を得ております。本当にありがとうございました。

次に、消防費についてでございます。毎年9月に行っております総合防災訓練、多くの団体、市民が参加をしての訓練でございます。いつ起こるかかわからない地震、震災に対して、もっと市民がかかわっていくべきではないかと思っております。また市民の方の中には避難場所がわからないと言っている方が多くおられます。防災マップの活用、紹介などをしていくべきと思いますが、御検討をお願いいたします。

教育費についてでございます。全小学校に防犯と子供の安全のために防犯カメラの設置、また第一小学校の耐震改修、第二小学校の増築などがございますが、二小の新校舎に対しましては教室の天井の高さが2メートル70センチとなり、初めてこの改革をされました。今後も教育者出身の市長におかれましては、さらにこの研究を重ねていただき進めていっていただきたいと思っております。

特別会計につきましてもございますが、国保の出産育児一時金が35万円とアップしました。以前は市が2万円を上乗せして32万円の支給でございましたが、今後は37万円への検討をお願いしたいと思っております。

土地区画整理事業につきましても、早期の完成を目指し、今後も早期完成を望んでいきたいと思っておりますので、要望をしたいと思っております。

最後になりますが、ことしの4月に長期債の借りかえの見直しがあり、5%を超える長期債は借りかえができるようになったと聞いております。18年度の長期債の利息が3億4,500万円となっております。早急に借りかえを行って、今後この差額分を有効に市民サービス、市政に反映していただきたいと思っております。これを要望いたしまして討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔20番 下条 学君 降壇〕

〔21番 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） 議席番号21番、大后治雄であります。民主党を代表して、平成18年度決算に対する討論を行います。

さて、市職員の虚偽文書作成に端を発した土地区画整理事業に関する事件は、市行政当局の事務、文書及び金銭管理システムの信用性を大きく失墜させる結果となりました。またそのみならず専決処分を取り消すという前代未聞の処理をしたあげく、さも通常の行政処分と同様に処理できるかのような、まさに詭弁としか思えない強弁や、問題の職員らから受け入れた金銭を雑入で処理するなどの強引な手法に対しましては全く納得がいきません。

適切な事務、文書管理と金銭管理がなされていれば、平成18年度中において不適切な事務処理に対し、早期発見と早期の議会への報告、そして早期の事後処理が行われたはずであります。ところが、同年度においては処理されず、本年度になってしまったのは既に御案内のとおりであります。

こうした中、決算の審議が行われたわけではありますが、法的な疑念のぬぐえない強引な手法を繰り返す行政のつくった決算書には説得力が欠けていると思います。確かにこうした手法が用いられたのは本年度のことであり、当該会計年度のことでありませんが、たとえ過去の決算であったとしても疑念はぬぐいようもなく、一般会計と土地区画整理事業特別会計につきましても反対するものであります。

以上であります。

[21番 大后治雄君 降壇]

[7番 粕谷洋右君 登壇]

○7番(粕谷洋右君) 7番、粕谷洋右。新政会を代表しまして、平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算並びに6特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

平成18年度は新聞とメディアは景気が上昇に転じたとの観測の報道がされました。しかしその傾向は一部の企業が輸出の好調と円安による差益によって得たもので、国内需要はいまだに低迷しており活況を呈しているとはいえません。さらに国財政、地方の財政ともに、ますます国債、地方債残高が増加し、800兆円を越す状況になっているとのことであります。財政状況は国も地方も極めて悪化していると思います。

東大和市の財政は、平成18年度、市税収入が約4億円増となりましたが、反対に地方交付税が9億円近く減るという大変厳しい状況の中で、市長を初め職員の皆さんが懸命に行政運営をされ、黒字決算となっていることに敬意を表するものであります。

それでは、それぞれの会計につきまして申し上げます。

まず一般会計の歳入であります。市税収入は平成17年度に比べ約4億円の増となっております。また市税の収納にもいろいろと工夫され、苦勞されていることがうかがえます。収納率もわずかですが17年度よりよくなっております。今後も努力していただきたいと思っております。地方交付税は68.4%という異常に大幅な減になり、この大幅な減に対する単年度での手当は大変だったと思っております。今後当市の地方交付税は増加する期待は少なく、事業費に対する国庫支出金、都支出金も減額される可能性もあります。国が交付税を減らすこと、あるいは国や都の補助金を削減することに対して、市長会を中心に十分警戒し対処していただきたいと思っております。市長会会長になられた尾又市長には必ずできると信じております。次に繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金は前年度より減少しておりますが、基金全体の繰入金は4億円ほどふえています。これは市の貯金をおろして使っていることですから、注意を要することだと考えます。

次に、歳出であります。まず職員人件費にかかわることではありますが、職員数、年度末533人は多摩各市の中でも少ない人数であり、職員の皆さんが奮闘していると思っております。さらなる頑張りに期待するものであります。事業執行に当たりまして、福祉、健康、教育、防災、産業、環境等多岐にわたり幅広く事業を実施していると評価するものであります。

福祉では、学童保育所第四及び第八クラブの非常通報装置設置工事、児童手当の事業拡大、子ども家庭支援センターの一時保育の充実、また学童保育所第七クラブの建て替えにつきましては設計を行い、次年度に向けて新たな施設整備の道筋をつけたといえます。

教育では、第一小学校耐震補強工事、第二小学校増築工事、小学校への防犯カメラの設置、小・中学校のクーラー設置等を行いました。また少人数学習指導員、学校図書館指導員の充実も評価できます。

防災では、第一分団の消防ポンプ自動車の買い換えを行ったことで、全7個分団の消防ポンプ車の更新が済んだことで、よかったと思っております。また第一小学校の校舎耐震工事の実施も予期せぬ災害へ少しづつ前進していると評価できます。

市民生活では、住宅リフォーム助成事業、清原市民センターの開設、清原図書館の開館等があり、徐々に市民生活が充実されていると感じられます。

都市計画道路は3・4・26号線の用地買収が終了し、いよいよ工事になります。今後幹線道路となることが

予想されますので、ぜひともよい道路をつくっていただきたいと思います。3・5・20号線も毎年努力して進めていますが、引き続き前進をお願いします。

環境では、狭山緑地の公有地化を継続的に推進し、緑と自然を保全していくことは地球温暖化防止に意義あることと思います。続けて事業を進めていただきたいと思います。

以上であります、ここで幾つか課題を申し上げたいと思います。

まず財政状況ですが、財政力指数が少しずつよくなってはいるものの経常収支比率は悪化しています。当市は経常収支比率が100を超すようなことはないと思いますが、十分留意すべきと思います。また市債のうち、財政対策のための起債が増加しています。税の減収補てん、臨時財政対策のための起債で、その残額が約87億円となっております。財源不足のためにやむを得ないこともあります、この償還費がふえて財政を圧迫することがありますので十分留意していただきたいと思います。

次に、投資的経費ですが、18年度は約11億円で、歳出決算額の5%弱であります。扶助費が増大するために、投資的経費に財源が回りつかないことは理解できますが、まちづくりの基本は基盤整備ですから、ぜひ頑張って少しでも増額できるようお願いいたします。

次に、施設の老朽化についてであります。市の施設も老朽化が目立ってきました。壊れてからいきなり新設するのは財源上も大変難しいと思います。厳しい財政状況ではありますが、厳しい中から少しずつでも積み立てる等の準備が必要ではないでしょうか。地方分権に伴う三位一体の改革が言われてからしばらく経過し、最近議論がやや下火になってきておりますが、地方に不利にならないよう市長会会長として、市長会を初めあらゆるところで強く要望してほしいと思います。

続いて国民健康保険事業特別会計ですが、日本国民の医療を担う事業として、また健康保持のために欠かすことのできない事業であります。しかしその財政状況は大変脆弱で、一般会計から17年度の8.8%増の11億4,000万円の繰り入れをしなければならぬ状況にあります。今後も国保の再編、統合についての情報をしっかり把握して対処していただきたいと思います。また平成20年4月には、後期高齢者医療制度が発足することになります。あわせて十分な調査と対応をお願いいたします。

次に、受託水道事業特別会計ですが、ことし3月をもって34年間続いた東京都からの受託が終了いたしました。この間の市の努力により、水道管の埋設は完成し安全でおいしい水の供給が可能になりました。今後は東京都水道局が当市の水道事業を行っていくこととなりますが、今までどおり安全でおいしい水が市民に供給されるよう、都と連携を密にしていきたいと思います。

次に、下水道事業特別会計ですが、下水道事業も普及率が99.9%となり、ほぼ完成したといえます。下水道は、文化的な生活を営むには不可欠な施設であります。今後の維持管理に努力をお願いいたします。

区画整理事業特別会計ですが、完成までもう少しというところで事務手続上瑕疵が生じたのは残念ですが、事業完了に向けて、なお努力していただきたいと思います。事業遂行には、あと少しというところが大変なのが常であります。たゆまぬ精進をお願いいたします。

老人保健特別会計、介護保険事業特別会計ですが、ともに今後ふえ続ける高齢者により事業費が拡大していくことと思います。事業が円滑に執行できるように努力をお願いいたします。

以上をもちまして、私の討論を終わらせていただきます。

〔7 番 粕谷洋右君 降壇〕

〔5 番 長瀬りつ君 登壇〕

○5番（長瀬りつ君） 5番、長瀬りつです。平成18年度一般会計決算と土地区画整理事業会計決算の認定について、反対の討論をいたします。

夕張の財政破綻をきっかけに、議会の決算認定という役割の重さを痛感しています。我が市は財政危機宣言をして以来、健全財政を目指す、だとか、身の丈にあった財政運営を、だとか、言葉は躍っていましたが、今回の決算における市財政の状況は、経常的な歳入のほとんどが経常的な経費に消えてしまっているという現状認識を改めて強く感じさせるものでした。18年度市税収入を見ても、今後の税収の確保はそれほど期待できるものではなく、国家財政の実質破綻は交付金や補助金の先行きを厳しいものにしていきます。

東大和市は人口はふえています、前後五、六年のスパンでの人口統計を見る限り、20歳から59歳までの生産人口は減っているのです。全体的に少子化が進み、人口が減る社会では、どうあがいても経済は縮小します。人口減少社会の税収減、反対に社会保障関係費の増を考えたとき、自治体の危機に関する見解は大きさに危機を叫ぶか、あるいは危機を否定もしくは無視するかに分かれます。しかし飛び抜けて裕福な自治体以外は、危機を言う人の方が誠実であるのは間違いありません。そろそろ今までの感覚を捨て、昨年並みを延々と続ける従来型の行政運営からどう脱却するのが問われています。小手先や脱法行為は許されませんので、今回の決算を振り返り組織を挙げての財政のリストラを進めていくべきと考えます。

次に、18年度の土地区画整理事業会計においては、5億を超す事業費が、この19年3月の議会で減額の補正がされています。移転予定物件の年度内執行が困難という説明でした。事業進行のめども立たないのに予算措置をしたということです。確かに交渉の裏づけとして予算措置は必要でしょう。しかし予算措置は見通しを立ててしなければなりません。どんぶり勘定は法律では認めていません。地方自治法の第3条1項、第2項、それぞれは予算編成の定めとしての確に算定するよう規定されています。このことに従えば、今回の予算措置はまずいです。また減額補正をする時期は3月というのでは遅いです。財源の有効活用から遅くとも12月にはすべきです。予算事務規則にある予算の進行管理がなされていないことのあらわれと考えます。

以上です。

〔5 番 長瀬りつ君 降壇〕

〔4 番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子です。平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか土地区画整理事業特別会計決算について、反対の立場で討論いたします。

夕張市が財政破綻し国の管理下に置かれ、多くの市民の注目を浴びている中で、我が市においての状況を市民も注目しています。夕張と同じ状況になってしまうのではないかと、国の管理下に置かれたら、と不安を持っている市民がいることも事実です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律で——以下、財政健全化法が19年6月に国会で成立しています。これまでの自治体財政の考え方を覆す内容です。財政健全化法では、新たに定められた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの手法を自治体ごとに出し、その一つでも基準を超えていると健全化計画をつくらなければならないことになっています。平成20年の決算期が対象となっていますが、18年度の決算を踏まえ平成20年度の予算編成を意識したものが必要と思われます。東大和市の現状、自治体の順位、いわば自治体財政の位置情報を知り、それが与える市民生活の質、QOLに対する影響を考える必要があります。こういった内容が明らかでないまでも、財政の見直しの努力をしていただきたいと思います。

そのようなことをかんがみ、環境基本計画などを進めていく上で、例えばごみの分別、減量、3R——リデ

ユース、リユース、リサイクルの推進、環境保全、CO₂の削減を進めるための啓発活動など、一層の努力が必要です。また子供たちが毎日過ごす学校の校舎、体育館の耐震化工事が進んでいません。財政困難とはいえ、地震災害時には地域住民が身を寄せる場として大切な場だと考えます。一刻も早く進めていくべきです。子供の食生活習慣が乱れ、孤食、朝食抜きなど、幼いころからの食習慣が重要です。このことは大人になっても大きく影響すると考えられます。食教育に力を入れた指導を多くの若い世代に広げていく必要があります。

次に、土地区画整理事業特別会計については、監査委員の意見書にも記されていましたが、立野一丁目土地区画整理事業が終盤を迎え、歳入歳出ともに減額になっているということ、これまで長年にわたり職員の努力によって進められているというのは理解できますが、18年度も9件中3件しか計画が進められていない現状は問題であり、市民には見えにくくなっています。土地区画整理事業は、地権者との交渉は厳しい状況にある昨今ではあります。職員の努力だけでは解決できない部分については、市長みずからが市長の責任において職員とともに、市民のために地権者のもとに出向き理解を求めするなど積極的な行動を起こしていくべきです。このような市長みずからの努力不足に対し反対いたします。

以上をもちまして討論を終わります。

[4 番 粕谷久美子君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第40号議案 平成18年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第41号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第42号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第43号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第44号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第45号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第46号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時44分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例

○議長（佐村明美君） 日程第15 議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[5 番 長瀬りつ君 登壇]

○5番（長瀬りつ君） 議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を行います。

今回の区画整理事業における不正支出問題に関して、市長の責任ということでは給料の削減条例の提案が採択されましたが、他の理事者についての処分は何も提案されておりません。9月2日付で出された東大和市土地区画整理事業に関する再発防止調査検討委員会からの報告書には、今回の不正支出問題は当時の担当していた職員3人のみの責任について言及されているだけで、事件にかかわる書類に決裁した関係者については何ら言及がありません。しかし、このような事態を気づくチャンスは再三あったにもかかわらず気づかず、あるいは気づいていても何にもしなかった、何もしようとしなかったと言わざるを得ない状況があります。知らなかったでは済まされる問題ではありません。

副市長については、地方自治法第161条から167条に規定されるとおり、市長の最高の補助機関であり、長と一体となってその職務を遂行しなければならない重要な位置にあります。ですから一般の行政職員には見られない特別の規定が自治法に設けられているのです。事務に対する管理監督権限を持つ最高責任者としての監督不行き届きに対する責任をとっていただきたいと思います。

また収入役については、地方自治法第168条から第170条にその定めがあるとおり、収入役は長から独立して一体的に会計事務をつかさどる地位にあります。そして会計事務の執行においては、予算執行機関たる長から独立した権限を有し、会計事務の範囲においては市を代表するものとされています。すなわち公金を管理する最高責任者としての管理不行き届きについて、しっかりとその責任を果たしていただきたいと考え、市長修正案と同様に給与の20%カット、3カ月を提案するものです。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 市長にも質疑で行いましたけども、これは今議会で調査中の案件であり、市長はもとより副市長、収入役の責任の程度について決するというを議会の側から現時点で求めるということは、まだ適切ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○5番（長瀬りつ君） 市長の責任については先ほど皆さんが採択をされました。それと同様に、委員会は委員会ですっきりとその責任の程度についても言及をしたいというふうに、私はすべきだというふうにも思っていますけれども、市長以下、理事者という意味での収入役、副市長については、この議会で決めることに何ら問題はないというふうに思っております。

○15番（関田正民君） 一つだけ、1点だけ聞かしてください。私は議会にも、議員にも責任があると思います。行政のチェックという意味で。新年号ですか、それをうたっている会派もありました。そういうことをどう思うのか、1点聞かしてください。

○5番（長瀬りつ君） 当然議会には非常に大きな責任があると思っています。ですから98条を付託されて、建設環境委員会で今鋭意検討をしているところでもあります。市から出された報告書については、職員3人の責任

しか言及されていません。ですから当然議会としては、どこにどういう事実があり、その事実に基づいてだれに責任があるのか、当然責任の軽重というのはあると思います。それについても議会としてしっかりと明らかにしていく役目、それを議会が負っているということで、私は今建設環境委員会でしっかりと調査をさせていただいております。

○15番（関田正民君） その建設環境委員会で出たときの答えといいたいまいしょうか、処分といいたいまいしょうか、その辺のところも、ただ議会が委員会を開いて真実追及、それだけが私は議会の責任じゃないと。いわゆるそれを許した議会にも、我々にも責任はあるんじゃないか、その責任のとり方というものを私は今質問者に聞いていることであって——わかります。委員会で議論をしていることじゃなくて、追及していることじゃなくて、それ以外に我々も行政をチェックできなかったという誤りがあったんじゃないか、私はあったと思っています。その点はどうぞということですよ。（発言する者あり）

○議長（佐村明美君） 傍聴者に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○5番（長瀬りつ君） 議会にも責任があるというふうに断じられるのであれば、どうぞそのように、議会としてはこうすべきだと提案してください。

○10番（小林知久君） 1点だけお聞きします。先ほど市長はほかの方の質疑、先ほどの議案で議会の委員会の結果を評価するというをおっしゃっておりました。私自身は、議会の方で、議論で出した結論に対して市長はもう一度考えて評価をされて、その後何らかの対応をされるというふうに受け取りました。こちら今回の提案に関しても、議会の委員会の結論が出たらば、もう1回そこで軽重を考えられて、そこで再考するということなんでしょうか。お願いします。

○5番（長瀬りつ君） それは委員会、それと議会全体の判断だというふうに思います。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔22番 二宮由子君 登壇〕

○22番（二宮由子君） 議席番号22番、民主党、二宮由子です。議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例に、賛成の立場で討論を行います。

本年9月2日付にて市内部の再発防止調査検討委員会の調査報告書が公表されました。しかしながら市長を

初めとする理事者の責任には何ら言及されていないのは既に御案内のとおりでございます。

こうした中、唯一市長のみ、その内容に是非はあったとしても、みずから責任を認め給料の減額をされました。しかしながら事務管理の責任者である副市長、そして金銭管理の責任者である収入役に関しては何の処置もありません。こうした状況を看過することなく、相応の対応をしなければ議会はその存在意義を問われようというものでございます。

さきの市長給料減額の修正案と同様、3カ月、20%程度の減額が市民感情を踏まえ妥当と考えます。

以上、賛成討論といたします。

[22番 二宮由子君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第5号議案 東大和市副市長及び収入役の給与の特例に関する条例、本案を原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決めます。

日程第16 議第4号議案 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

○議長（佐村明美君） 日程第16 議第4号議案 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第4号議案 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

日程第17 議第6号議案 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書

○議長（佐村明美君） 日程第17 議第6号議案 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 議第7号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書

○議長（佐村明美君） 日程第18 議第7号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の抜本的改革を再度求める決議

○議長（佐村明美君） 日程第19 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の抜本的改革を再度求める決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の抜本的改革を再度求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 閉会中の特定事件調査について

○議長（佐村明美君） 日程第20 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

これらの事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第21 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第21 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に配付してあります議員派遣について
のとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いた
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成19年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 尾 崎 利 一

署 名 議 員 関 田 正 民

署 名 議 員 粕 谷 久 美 子

署 名 議 員 尾 崎 信 夫